

# 会 議 録

会議の名称	第6回小金井市子ども・子育て会議	
事務局	子ども家庭部子育て支援課	
開催日時	平成26年10月22日(水) 午後7時～9時	
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室	
出席者	委員	会長 松田 恵示 委員 会長職務代理 新保 佳子 委員 委員 岩野 秀夫 委員 小川 順弘 委員 小幡 美穂 委員 佐々木 徳行 委員 佐藤 裕子 委員 佐野 仁一 委員 沢村 耕太 委員 水津 由紀 委員 杉山 うた子 委員 鳴海 多恵子 委員 播磨 あかね 委員 日野 絵里子 委員 欠席委員 藤井 尚弥 委員
	事務局	子ども家庭部長 川村 久恵 子育て支援課長 高橋 正恵 保育課長 鈴木 遵矢 児童青少年課長 高橋 茂夫 保育課長補佐 諏訪 知恵 子育て支援係長 後藤 誠 子育て支援課主任 矢島 隆生 株式会社ぎょうせい 研究員 小林 将之
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	15人	
会議次第	1 開会 2 地域子ども・子育て支援事業における「確保方策」について 3 次回の日程について 4 閉会	
発言内容・ 発言者名 (主な発言 要旨)	別紙のとおり	

提出資料	資料22 トワイライトステイ事業実施内容一覧 資料23 利用者支援事業について（国説明会資料） 資料24 横浜市の保育コンシェルジュ事業について（国説明会資料） 資料25 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策（計画書たたき台） 資料26 地域子ども・子育て支援事業計画の確保方策に対する委員意見等
その他	

## 第6回小金井市子ども・子育て会議 会議録

平成26年10月22日

### 開 会

○松田会長        それでは、時間になりましたので、第6回的小金井市子ども・子育て会議を始めさせていただきますと思います。

                  本日は佐野委員が少しおくれていらっしゃるということと、あとは藤井委員が本日も欠席ということで伺っております。

                  それでは、まず配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○子育て支援係長   引き続き、事務局から確認をさせていただきます。

                  今回お配りしております資料については、資料22から資料26までの5点の資料になります。机の上に配付しております順番にご説明を申し上げます。

                  まず一番上が、第6回小金井市子ども・子育て会議次第ということで、A4縦のものになりまして、次第裏面が席次表になっております。

                  次からが資料になります。資料22になります。A4の横の資料になりまして、表題が「トワイライトステイ事業実施内容一覧」というものになります。

                  次が資料23になります。こちらもA4横の片面印刷のものになりまして、「利用者支援事業について」という資料になります。

                  次が資料24になります。こちらもA4の横になりまして、片面印刷。「横浜市の保育コンシェルジュ事業について」という資料です。

                  次が資料25になります。こちらはA4の縦になりまして、両面印刷です。最終ページが11ページと振られております。

                  それと、最後です。資料26になります。「地域子ども・子育て支援事業の確保方策に対する委員意見等」ということで、こちらはA4縦になりまして、両面印刷になります。

                  資料にお渡し漏れ若しくは落丁等がございますでしょうか。大丈夫でしょうか。また会議の進行途中で資料に不備がございましたら、事務局のほうまでお申し出いただければと思います。

                  確認は以上です。

○松田会長       ありがとうございます。そうしましたら、本日の議事ですけれども、前回、確保方策についてご審議いただきました。今回さらに、その後、委員の皆様方からご意見、ご質問等を加えていただきまして、そちらが資料26になってございます。この資料26と、また先ほどご紹介ありましたけれども、傍聴の方々のご意見等もぜひお目を通していただきながら、確保方策につきまして本日ある程度の結論をみたいと、そういうふう思っております。

その後、それを元によいよ事業計画ということに移ります。

本日、事業計画のほうは、現在、資料25という形で確保方策が出てございますが、こういう様式といいますか書式の中で出てくるものになるわけですけれども、確保方策をしっかりと確定させてからというのがございますので、今日の審議を受けまして、事務局のほうでまず案を次回の会議の少し前に出していただきまして、それで委員の皆様方にあらかじめ見ていただいてご意見、ご質問をいただいた上で、11月の会から検証を始めていきたい、そういうふうに進めたいと思っているところでございます。よろしゅうございますでしょうか。

では、本日は確保方策について見ていきたいということで、まず、1番の利用者支援事業です。こちらに関してはかなり前回もご議論いただいたり、あるいは委員の皆様方からのご意見もたくさんいただきました。それに合わせまして、本日も資料が出ているところでございます。23、24の資料につきましては事務局のほうから何か特段、補足というのはございますか。

○子育て支援係長   それでは、簡単に説明だけ概略でさせていただきます。

資料26でお配りしております委員さんの意見のほうで、横浜市の保育コンシェルジュ事業についてということで資料のほうを提出させていただきました。提出をしております資料24が横浜市の保育コンシェルジュ事業についてです。資料23が、その前提となる利用者支援事業について。これがどういったものかというのを、国のほうの資料を掲載させていただいています。

まず、利用者支援事業について簡単にご説明を申し上げます。利用者支援事業につきましては、前回会議でも申し上げましたとおり、地域の子ども及びその保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように身近な場所で情報収集と提供を行って、相談・助言を行うというのがメインの事業になります。

実際に、大きく2つにその事業の内容が分かれまして、まず1点目というのが利用者

支援というものになります。これは子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たって「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行う事業です。

もう1つ、大きく分類を分けました2つ目が地域連携でございます。これは本当にこちらに書かれておりますとおり、子育て支援関係機関との連携・協働の体制づくりですとか地域子育て資源の育成ですとか、地域課題の発見・共有ですとか、そういったところがメインの主眼の事業になります。

利用者支援事業につきましては、この利用者支援と呼ばれているものと地域連携と呼ばれているものを一体として行ってもいいですし、利用者支援と呼ばれる部分を行っても利用者支援事業になるというふうに定義をされております。前回会議までの中でご説明申し上げましたとおり、特定型と呼ばれている利用者支援を行っている参考例としては横浜市の保育コンシェルジュということで、小金井市もこちらの保育コンシェルジュ事業に近い事業として行っていきたいと考えているというような説明をさせていただきました。それが資料の24になります。

「横浜市の保育コンシェルジュ事業について」ということで、保育コンシェルジュは保育サービスに関する専門相談員ということになります。ただ、新制度の施行に伴いまして保育だけではなく教育、幼稚園のサービスなども、今後一体的な提供・運営というのがされていくこととなりますので、横浜市の保育コンシェルジュにプラス幼稚園というようなイメージ、幼稚園や認定こども園というのをつけ加えていただけるようなイメージになるのかなと思っています。

保育サービスに関しましてはいわゆる法定であります認可保育所だけではなく、市のほうで独自に行っております事業ですとか、あと地域で行われております独自の保育サービス、こういったものを情報収集をして適切に利用支援、情報提供や申込みなどの支援をしていきなさいということが、こちらの横浜市の保育コンシェルジュさんの主な業務になっています。

あとは具体的な業務として入所保留児、これはいわゆる待機児童と呼ばれているお子さん、家庭に対してですけど、アフターフォローを行ったり、保育支援、保育サービスの情報収集業務ですとかというのが含まれてくるというような形になります。

説明については、簡単ですが、以上です。

○松田会長

ありがとうございます。

資料26のほうで委員の皆様方から、(1)から(4)までのご意見・ご質問をいただいているところがございます。こういう資料と今のご説明を受けまして、委員の皆様方からご意見いただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○小幡委員　　まず最初に、横浜市の保育コンシェルジュというものがどういうものかというのが、前回ちょっとよくわからなかったので、今の説明でとてもよくわかったのと、国のほうで出しているものとしては、ここに相談事業も入っているけれども、小金井市としては相談事業は入れずに特定型として利用者支援のみをやっていられるという説明があったかなと思います。

(2)番のほうで、「教育」という文字が「学校」を連想させてちょっとわかりづらいのではないかという意見を出させていただいたんですけども、今回出させていただいた利用者支援事業の中のこの事業の説明書きを読むと、幼稚園・保育所ということが前書きになってますので、わかりやすくなったなと思いました。

場所の確保とかそういうことはこの中には特には、確保の方針のところには入ってはないのかなと思うんですが、それはちゃんと考えていってくださるということで、ここには書かないけれども考えていってくださるということでよろしいのでしょうか。

○松田会長　　いかがでしょうか。事務局のほうから。

○保育課長　　ちょっとよく聞こえなかったので、すみません。もう1度お願いできますか。

○小幡委員　　ごめんなさい。すみません。

わかりやすかったということと、その後の話としては、窓口の設置場所など。前回、委員のほうからもいろいろとお話が、相談しやすい場所確保をお願いしたいという意見が出ていたと思うんですけども、そちらはこの確保の方針というところには書かれていないと思うんですが、それらも考えていっていただくということでよろしいのでしょうか。

○保育課長　　申しわけございません。窓口につきましては基本的に、今回、特定型ということでやっておりますので、行政機関の窓口ということで保育課の中で対応したいというふうに考えてございます。

以上です。

○小幡委員　　保育課のほうでその窓口を設置をするということで、その場所としてという話が前回出てましたけれども、その辺。お子さんが来たときにちゃんと、お子さんを見ながら十分な相談が受けられるような、多分個室が一番理想的かとは思いますが、そう

いうことも考えていらっしゃるということで。

○保育課長 執務室の状況から、なかなか常時個室対応が可能かという、難しいときもあると考えています。状況に応じまして内容によっては個室等を確保することも検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○松田会長 それでは、利用者の目線に立ったといいますか、そういうものを基本的にはできるだけ考えていきたいという。

○保育課長 はい。そのとおりでございます。

○松田会長 ご意見、ご質問いただけましたらと思いますけど、どうでしょうか。

○佐藤委員 小金井市が今現在2名雇用して窓口の対応をしていくということが出ていたと思うんですけども、実際、2人しかいないところにアポなし突撃をされたら対応はとても難しいと思うんですが、物理的に今後もできるだけ早めに取り組むという予定がおりであれば、どのような方向でこの事業を展開する予定なんですか。お願いします。

○保育課長 2人の体制の中で今回この事業を進めていくことになるわけですが、ご指摘のようにそういうご相談等が集中する時期もあるかと思います。予約制という形も考える必要があるのかなとは思っているところですが、逆にふらっと寄られてそこで、何かの都合で市役所のほうに来られたときにちょっと相談していこうかなという部分もあると思います。なので、複合的にどういう形でできるかというのはこちらで明確にお答えできないところですが、利用しやすい形については検討していきたいというふうに考えてございます。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。

○新保職務代理 前回もお話ししたんですけども、この保育コンシェルジュに関して、の部分については市役所で保育課のほうで窓口として行うということ、私はそれに異議は唱えないんですけども、前回にも申しましたように、ここに「利用者支援事業に含まれる地域連携機能については、子ども家庭支援センターにおいて子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに」と書いてあります。

それで、子ども家庭支援センターがこの庁舎の中になので、その部分について、じゃあ、その相談については子ども家庭支援センターで行いますので、子ども家庭支援センターに行ってくださいと言うようなことはいかがなものかなと思うんですね。なるべくこの庁舎の中で、利用者の方があちらこちらに足を運ばず、1つのところで

相談業務がなるべく行えるような体制を考えていただきたいなと思って。前回は、1週間に1回でもいいですので出張の相談機能等もあっていいのではないのでしょうかというお話をしましたけれども、そのような本当に利用者に利用しやすい形で運営していただけるようにご検討いただきたいなと思います。

以上です。

○松田会長 今のはご意見でよろしいでしょうか。

○日野委員 資料23の下の図で、利用者支援実施施設って、括弧で子育て親子が集まりやすい場所というふうに書かれているんですけども、自分がぱっと思ったのは、児童館を思いついたんですけども、具体的にその施設というのはもう決まっているのかという点と、あと、利用者支援専門職員が、これはついているという形になっているのかなど、見た感じ、思ったんですけども、例えば児童館で行うというふうになった場合、利用者支援専門職員というのもそこに配属される形になるのかということをちょっと気になったので、質問させていただきました。

○子育て支援係長 今回、資料23でお出ししているのは、国が考えている利用者支援事業についてという資料を提出させていただいております。国のほうで想定しているのは、まさに今、日野委員さんのほうからご紹介がありましたとおり、子育て親子が集まりやすい場所ということで、例えば児童館も一つの候補に挙がるでしょうし、「ひろば」も候補に挙がるでしょういろいろなところで、横浜市さんの保育コンシェルジュもそれぞれの区役所、出張所でも行われているし、そういったところが想定されているのかなと思います。

実際に小金井市のほうで利用者支援事業と呼んで、先ほど来、特定型という言葉でいっている事業を行っていくに当たっては、今現状、保育課長のほうからもお話しさせていただきましたとおり、こちらの保育課のほうに相談員を置いて実施をしていきたいと。ただ、じゃあ、例えばなんですけど、国の想定で仮に児童館でその事業を実施する場合にどうするかといえば、それは専門の相談員さんを置きなさいというふうな制度のつくりにはなっています。なので、仮に例えばほかの自治体さんでそういう出張所ですとか別の場所で、ましてや市役所の建物じゃなくて別のところで事業を実施する場合には、相談員さんを置いて専門の相談に当たれるようにしなさいというふうな形にはなっています。

○日野委員 例えば、役所まで行かなくても身近な児童館とかでそういう専門の職員さんがいらっしやったら、一番それは利用者にとっては都合もいいし、なんていうんですか、相談

しやすくなると思うんですね。予算の関係とかで、それがもしかしたらなかなか確保するのが難しいところもあると思うんですけども、もしできれば小金井市でもそうやって、身近な所で職員さんを置く、保育課まで行かなくても気軽に相談できるような方向に持っていったらいいかと思いました。

以上です。

○松田会長　この利用者支援事業に関して少しご意見とかご関心が多いのは、実際に保育とか教育ということにかかわる情報が、必要なところに必要な形で届いているんだろうかという、そういう問題意識がやはり強いのだと思います。ですからそういう意味で、寄せる期待というのが市民の皆様方から多いという点もあると思うんですね。

一方で、今回、特定型という形で考えているという横浜の例がご説明がありましたけれども、そういう、こうあればいいという思いと、実際に動く事業内容というのに、ちょっと議論の中では距離があったりしましたので、実際には特定型ということで、それをいかに今の具体的な市民ニーズに合わせていっていただけるかということについて、数の上では1ということになっていますけれども、今出ていたご意見を十分に勘案していただいて、計画のほうにはできるだけ少しでも反映させていくということをお願いできればと思うんですけど、いかがでしょうか。

○水津委員　私も前回、利用者支援事業に関してはちょっとこだわった部分もあって、こういう保育制度そのものがいろいろ変わっていく中で、その説明も何も含めていわゆる利用者支援事業というものがすごく大事な第一歩の窓口なので、保育課の中に2人置きましたとかそういうレベルで量の確保ができたとかそういうふうな議論は、私は、幾らお金がなくても、その部分はちょっと納得できないなというのがあります。

新しい支援法に変わっているいろんなことが変わるわけですから、そこをきちんと説明できたり、利用者の方にそこでちゃんと対応できるようなちゃんとしたものが、まずもってここに一番必要なんじゃないかなと私はすごく思っているんで、もう1度そこら辺のことは根本的にお考えいただきたいなと思っている部分の1つです。

○沢村委員　私も利用者支援事業について幾つか確認させていただきたいんですが。ちょっとおくれてきて申しわけないんですけど、今準備中ということで、開始がいつかということと、あと電話対応まで含めるのか。その場合、専用の電話があつてやるのか、それとも保育課につながれて、保育園なり幼稚園なりの相談だとそこに回される形なのか。3つ目は周知ですね。多分皆さんはまだ準備中であるということもご存じない方が多くいらっしゃる

やると思うので、今後どういった形で周知をしていくか。その3点をお伺いします。

○保育課長　　まず、開始時期でございます。現在、保育課の中で研修も兼ねまして、通常のご相談とか電話の対応とかそういうのがありますので、職員と一緒にやって対応を今現在、研修を兼ねて行っているところです。開始時期につきましては、現時点で12月ぐらいを予定しているところです。

電話につきましては、専用回線は現時点では想定しておりません。市役所の保育課のほうにお電話いただきまして、そういう対応を取ろうという考え方であります。

周知につきましては、市の広報、それからホームページ等を活用し、また管理施設にそういう新たな体制ができましたということで周知をできるような掲示物等を考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○沢村委員　　そうすると開始時期は、来年4月の入所に関しては相談を受けるような形になるという理解でよろしいですかね。来年4月入所の締め切りがいつごろでしたっけ、年内か年明けぐらいでしたっけ。その時期に間に合うような、その相談を利用者支援事業が受けるというふうな理解でよろしいですか。

○保育課長　　入所の申込相談も当然あると思いますし、今回これの大きな役割としましては、入所がかなわなかった方の相談も、来年年明け以降、内定が出なかった方に対する相談を行っていくように考えてございます。

以上です。

○佐々木委員　　前回、小川委員さんもおっしゃっていたんですが、私も感じたのは、最初の支援事業に対する姿勢にちょっと温度差を感じたんですよね。というのは、子育てで悩みを持っている方が市に来て、どう話していいか、どう相談していいかというところから話は始まるわけですから、これは決して言葉尻をあげてとるわけじゃないんですけど、ついでに来て相談するような方は、まずあまりいらっしゃらないと思わなきゃいかんのです。相当やっぱり苦しんで悩んでいらっしゃる方が来るはずなので、それをきっちりやっぱり受けとめられるようにしてあげたい。ですから、佐藤委員さんおっしゃったように、本来ならば個室が必要なんですよということ。それは前回私も感じた。

それともう1つ、ここでしっかり窓口機能を果たさないと、本当に市民の方たちが望んでいる支援は何なのかということがやっぱりキャッチできないわけですから、ここに関してはほかの事業と並んで同じ、フィフティ・フィフティで勢力バランスを取る

ような考え方はちょっと甘いんじゃないかと、こういうように思ったんですね。

それとやはり、市としては、量の問題もそうなんですが、これも前回小川先生がおっしゃっていたように、質の問題もあるんですね。最も助けなければいけない、そういう方たちにとって頼りになる市の機能であってほしい。そこからすると、やはりそれぞれの方の窮状をきっちり受けとめて、優先順位もある程度決めて、それで乗り出してくれるような、そういう窓口であってほしいと思ったので、どうもほかとバランスを取って全部横並びというような感じがしたので、ここはきちっと分けてもらいたいなど思っていましたのですよ。

大体皆さんも同じような感じ方だと思いますので、私もちょっとくどいようですが、申し上げました。以上です。

○岩野委員 利用者支援事業を12月から始めるに当たっての利用の受付時間が決まっているようでしたら、教えてください。と申しますのも、利用者はやはり働いている方もいらっしゃいますので、平日の9時5時だけというのであればあまりにも利用しづらいような感じがあるかと思しますので、12月からのその受付体制について、決まっているようでしたら教えてください。

○保育課長 平日の8時半から5時までの対応という形で、現在、調整してございます。以上です。

○岩野委員 今後、夜間ですとか、例えば土曜日の相談というのは検討の余地はあるのでしょうか。以上です。

○保育課長 現時点でそこまで検討している状況ではございませんが、そういうご意見があったということは受けとめさせていただきます。

○松田会長 いかがでしょうか。

かなりいろいろなご意見が出たところでございますので、事務局のほうで受けとめていただきまして、確保方策のところ記述の仕方において今のご意見が少し反映されるようにご検討いただくというようなことでお願いしてよろしいでしょうか。

では、次、2番目。放課後児童健全育成事業に行きたいと思えます。委員のほうからご質問として(1)(2)が出てございます。ご質問いただいた委員に、併せてもし不足等ございましたらまずお願いしたいんですけども。よろしいですか。

○小幡委員 こちらの放課後児童健全育成事業について意見を出させていただきました。見直しの時期ということと、あと放課後子どもプランというところが、今後どういうふうにごこ

にかかわってくるのかというところがよくわからなかったので、その説明をお願いしたいなと思いました。

見直しの時期についてはここで、会議でも話して欲しいというようなご説明を受けたように思うんですけども、実際にどんな形で話をしていくのか、どんな時期に、これがある程度かたまってから最終的な総合の場で話し合っていくのかということも含めて、お聞きしたいなと思います。

放課後子どもプランのほうは、実際、今どのような形で進んでいるのかということをご説明いただけたらなと思いました。

以上です。

○子育て支援係長 まず、1点目のご質問の見直し時期についてです。先般、会議のほうでもご案内申し上げましたように、まず、見直し時期として1点考慮しなければいけないのが、国のほうで示されている指針の中では、中間年を目安にというような書かれ方をされております。その根拠として、やはり特定教育・保育施設の認可の基礎となる確保方策、いわゆる供給量についての見直しをしなければいけないとか、そういったところもあり、中間年というのが一つ目安にはなるのかなと思っております。

それとあと、この会議、今後、来年度以降、この子ども・子育て会議をどういうふう運営していくかという部分にもかかわってこようかと思いますが、前身ののびゆくこどもプラン推進市民会議から子ども・子育て会議になるまで、毎年度、それぞれプランに掲載されております事業の各進捗状況の点検評価というのを、委員の皆様にお願いをしてやっていたという現状がございます。当然、そういった毎年度、毎年度行っていく進捗状況の点検評価の中で、例えば小金井市のほうで想定しているニーズ量より大幅に下回るようなニーズしか実際はないということが判明したとか、そういった、毎年毎年のチェックの中でいろいろとご意見等が聞かれようかと思えます。そういった中で、事務局として一定見直し時期というのを、皆さんのお話の中から判断していくというのがやっぱり基本になっていくのかなということになっておまして、実際に、じゃあ、いつ、何年度にやりますということは、今現状、なかなかお話しするのは難しいですけども、目安としては中間年。実際に事務局の判断の材料としては、毎年度行っていく事業の進捗状況の点検評価の中からその意見を酌み取っていくというような感じになっていくのかなというふうには、今、漠然とですけども、考えてはいます。

それと、2点目の放課後子どもプランの今後の方向性。現在、どのようになって、というご質問についてなんですけれども、こちらにつきましては、大変恐縮ですが、国のほうでもいろいろと動きが出ておまして、その動向について、同席していただいております株式会社ぎょうせいの主任研究員のほうから客観的なご説明のほうをまずしていただきたいなと思っていますので、説明を代わらせていただきます。

○ (株) ぎょうせい 株式会社ぎょうせいの主任研究員の小林と申します。よろしくお願いいたします。

では、私のほうから放課後子ども総合プランというものがどういうものか。多分、ご存じない方もいらっしゃる。前のホワイトボードを使ってご説明をしたいと思います。

もともと平成19年度に、学童というのは昭和30年代からあるんですけれども、放課後子ども教室というのがあります。それは何をやっているかという、学校の空き教室などを使って、例えば地域の方がお子さんに、例えば身近なところだと遊び方を教えるとか、あとは例えば仕事の内容を伝えながら学習するというようなものがあるんですけれど、そういうものを始めたというのが平成19年度にありました。

それに関しては、今もそうなんですけれども、中核市以上の自治体において予算付けがされてやられているという形です。今回出ているものに関しては、今年の8月11日に厚労省と文科省、この2つから「放課後子ども総合プランについて」ということで各自治体に指示が出ました。それは何を言っているかという、学童と、それから放課後子ども教室を一体的に運営してほしいという指示が出ました。それに関しては来年の4月1日に教育委員会の中に総合教育会議というのが置かれるんですけれども、その中の1つの議題としてやりなさいという話になっています。それについては数値目標を持ってやりなさいということが一つ示されていて、なおかつ、教育委員会と、それから福祉部局が連携した形で運営委員会も立ち上げなさいという形で、そこまでの骨組みは決まりました。

ただ、ここから先どういうふうにするかというのは、今現状どこもまだ決まっていないう形で、中核市以上で今現状やっているところに関しては、来年4月1日からどうするかということで、それを子ども・子育ての計画に載せるという自治体さんはあるんですけれども、今圧倒的に多いまだやってない自治体さんは、まだ何も決まっていないうのが現状です。

子ども・子育て計画に関しては、まず学童については数値目標を持って、それを載せ

なさいということになっていますので、今回のこの放課後子ども総合プランに関しては、それを留意して載せるという部分はあるんですけども、それについて、細かくまだ現状何も決まっていないので載せられないというのがほとんどの自治体さんの現状ですので、今それが議論されているということも特別なく、中核市以上のところで、じゃあ、来年度、今までやってきたものを踏まえてやるかどうかというのを載せるかどうかということだけで止まっていますので、今回のつくろうと思っている計画書にはその部分の細かい、じゃあ、方針どうしましょうかとかあれはどういうふうにしましょうかというのは載せられないというのが現状かなというのが、僕らの認識としてあります。それが今全国的に行われている状況という形です。

今やっている自治体さんとしては、中核市以上ですので、大体100から200ぐらいの自治体さんしかまだやっていない——1,600ぐらいありますので、まだ8割から9割の自治体は来年度以降やるというような状況になっています。

一応、全体の説明です。ありがとうございました。

○松田会長           ありがとうございました。

○新保職務代理   すみません。もう1度、名称について言っていただきたいんですが。来年度4月の1日に教育委員会の中に総合何ですか、委員会名。

○(株)ぎょうせい   総合教育会議です。というのを設置するというのが、まず位置づけられただけで、じゃあ、どういうふうにするかというのはこれからということになります。その中の1つの議題としてというのが、今回の放課後子ども総合プランというものです。

○新保職務代理   はい。

○沢村委員           アフタースクールと呼ばれているものがそれなんですか？

○(株)ぎょうせい   私もちょっとそこはまだ研究中なのであれなんですけれども、そういうものも含まれるというのが今回の考え方になっているみたいで。

○沢村委員           23区で実施されているという話を、アフタースクールについては聞いたことがあります。中核市以上だと23区でも中核市に含まれる感じですか。

○(株)ぎょうせい   まず放課後子ども教室に関しては、位置づけが一応されてはいるんですが、まだ法律上、どうするのかというのはまだそこまで至っていないという形と、あとそれから、ここの教室のものに関しては一般企業がやっているものも含まれるというのが今回の考え方になっているので、今現状、自治体でやっているものはボランティアのものもありますし、特別に何か、例えば学校の先生がやっているというケースもいろいろあるんで

すが、それを含めて放課後子ども教室というような形にというのが、今方向性として示されたということです。これから議論が進んでいくと。今現状もボランティアでやっている場合もあるし、私民がやっている場合もあるし、私企業がやっている場合もあるしというところで、じゃあ、それをどうつなぐかという議論もこれからやっていく形で、じゃあ、担う人たちはどうするかという形で、今コーディネーターをつくりましょうという話が出ているんですが、じゃあ、それもどうするかというのも、何もまだ決まっていないと。枠組みだけ示されて、実際いうと予算もまだ何もついていない。これもこれから議論しますという状況なので、自治体においても、予算がついてないものは議論はできないというのが、まず各自治体の考え方としてあります。それは小金井市としてもこれからどう取り組むかというのは今後の話になります。

○沢村委員      もう1点だけ。すみません。

基本的に学校の施設を使うというのは、そういうものなんですか。学童の場合、学校の施設で、小金井の場合は外でやっているわけですけども。

○(株)ぎょうせい      場所については、一応、空き教室をというのが大前提に今なっているので、学校のというのが中心ではあるんですが、ただ、やれない状況もあるので、それは例えば自治体の中での空いている場所——それがどこになるかわからない。公民館なのか児童館なのか、それとも市役所なのかそれはわからないですけども、どこかでやるというような形ですね。

一部の地域ですと、これは東京ではないんですけども、空き店舗を使ってやっているという自治体さんもあります。それは空いているスペースが公共施設にはなかったものでということで、それをを使ってやっているという自治体もあります。

○水津委員      ということは、今までいろんなところがそれぞれが自主的にやっていたものですか、自治体ごとでばらばらにやっていたり、やってなかったりするものを、国が方針として放課後の子どもの健全育成を中に入れ込むことを推進していくというふうなスタンスになるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○(株)ぎょうせい      これもこれからの議論になっています。まだ方針が示されたのが8月11日でしかないんで、今実際、まだ動いてないというのが現状です。

○水津委員      でも、新しい子ども・子育て支援法の中にそういうものを組み込むというか、子どもの放課後の健全育成についてのものも含まれたものを考えていく、行政として考えていくというような。

○(株)ぎょうせい そこは、ごめんなさい、ちょっと今混乱を招いてしまっていると思うんですけども、今回の子育て支援の中にこの放課後子ども総合プランが入っているかどうかは、入っていません。別のものです。ただ関連しているということで、検討をしてくださいという話だけです。なので、今回の議論の中の一部には、もともと入っていないで、先ほど申しましたように、8月11日に出てきたばかりで、法律のほうは24年度から始まったようなものですので、これは途中に出てきたものという認識です。

○松田会長 よろしいですか。

○(株)ぎょうせい ありがとうございます。

○松田会長 この件については、ちょっと私も具体的にかかわりがありますもので、本当におっしゃるとおり、国のほうでは一体的に運営していきたいということで随分動きを強めているんですけども、もともとが全児童対策としての放課後子ども教室と、いわゆる監護に欠けた家庭に対しての学童保育ということで、趣旨が違うものですから、それぞれこれをどういうふうに一体化していくのかというのはなかなか難しい問題になっていると思うんです。

近隣ですと、武蔵野市は「あそべえ」という子ども教室的な動きと、それと学童保育というものを、いわゆる運営の面で一体化していくということで、場所としては区別はやはり残したまま、どう連携させていくかというのをここで考えいらっしゃるところもありますし、それぞれこれから動きが出てくるところで、そういう意味では、いつごろどうなっていくというのを今の時点でどうするかというのは、確かに難しいところではないかなと思います。あとは小金井市の方針といいますか、基準というものもあると思いますし。

そういう中でも今回定められたという部分での学童クラブといいますか、そういうところでのお話になっているというところもあると思います。

いかがでしょうか、ご意見とかご質問がございましたら。

○日野委員 これはちょっと素朴な疑問なんですけれども、学童というのと放課後子ども教室って、利用者の対象がそもそもちょっと違うのかなって。学童は親が働いていたりという子どもたちが、今利用しているかと思うんですけども。そういうところでちょっとごちゃごちゃになってしまって混乱を来すことというのは想定されないのかなってちょっと思ったもので、そこら辺はどうなんですか。

○松田会長 なんかこう、私が説明することではないかもしれませんが、例えばですね、学童に通

っている子どもたちが放課後子ども教室にある時間行くというようなことなんです。つまり、繰り返しますが、放課後子ども教室って全児童に開かれた事業なんですね。ですから学童のほうも含まれているわけです。それに対して学童のほうは、親御さんが監護に欠けたという言葉を使いますけれども、ということになっていますので、2つに分かれているのではなくて、大きいのが放課後子ども教室になっていて、学童保育というのはその中にあるという構造とみればいいんでしょうか。ちょっと違うかもしれませんが、それでも。

○日野委員　いいですか。自分の家から近いところが緑児童館になるんですけども、そこは児童館で学童の子どもたちを受け入れているんですけど、例えばそういう子どもたちが放課後子ども教室のほうに行きたいといたら、そこを出て利用しに行くという形になるということですか、今現時点では。

○松田会長　そうですね。そういう連携とか一体化を進めていくかどうかということですね。

○日野委員　それも合わせてこの会議で話していくということですか。

○松田会長　ねえ、はい。

○小幡委員　今の説明を受けて、ここに書いてある国や都における放課後子ども総合プランの動向を見極めながら、地域における子どもの居場所の活用等も含めて対応を検討していくというところになるのかなと思ひまして、今回は量の見込みのところにはこれは、実際には、将来は関係するかもしれないんですけど、現時点では考えられないというふうな受けとめ方でいいのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

○松田会長　今までの議論で、事務局のほうから何か補足等ございますか。よろしいですか。

それと、ほかにもございますでしょうか。どうでしょうか。

○播磨委員　放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の方策というところなんですけれども。

すみません、すごい細かい話になってしまうんですけども。低学年の子どもを中心として、対象として考えていらっしゃるというところで、平成31年度だけ低学年の量の見込み832、確保が810ということで、この年だけ量の見込みが低学年だけの確保の方策というのを上回っているのですけれども、このあたりに関してはどのような見通しを持っていらっしゃるのでしょうか。

○子育て支援係長　そこは、すみません、前回資料の18で想定数をお出ししております資料で、その中に放課後児童健全育成事業を2ページ目に記載をさせていただいております。平成30年度には低学年児童の量の見込みが確保方策を超えることになる。簡単にいってしまいま

すと、ニーズが実際に供給量を、数字上は超えることになるんですけども、登録されているお子さんが必ずしも毎日利用しないこと、年度当初から年末にかけて登録児童数は減少する傾向にあることから、低学年児童の全入は確保できるものと考えていますということで、毎日毎日本当にすべて登録されているお子さんが確かに学童保育所に行っていますと、確かに定員としては満杯になる、100%を超えてしまうような状況ですけども、実際の年平均の出席率というのも資料上にお示ししたんですが、平成23年度というと68%、平成24年度が69.5%、平成25年度が68.3%ということで。

○播磨委員       それはなんか土曜日を含まないという数字だと。

○子育て支援係長   それは土曜日を含まれている数字ですね、これは、含まれてないと80%程度という。実際の登録児童数に比べて実際に行っているお子さんには余裕があるというふうな見方をこちらとしてもしております、その部分については解消できるのではないかなというふうな、確保方策の記載の仕方をさせていただいています。

以上です。

○松田会長       いかがでしょうか。

○沢村委員       私自身はまだ学童を利用していないんですけども、学区でいえばほんちょう学童になるんですが、そこを利用している保護者の話ではかなり現状でも相当ぱんぱんというか、年々増えて大丈夫かなというのが、どうも現場の感覚なんですね。それで、前回会議の話では、施設としては増やさないでみなみ学童で定員増が行われるということで、基本的には現状のままやるというふうな方向性だと思うんですが、ちょっと不安があるというのが正直なところですね。実際、本当にぱんぱんになった場合、どうするのかなって。現状でもかなりいっぱいなのに、キャパというか、欠席を見込んで大丈夫だろうというのはちょっとやり方としては不安なので、そのあたり、運用の幅みたいなものがある程度想定されているんですかね。

○松田会長       事務局のほうからお願いしてよろしいですか。

○児童青少年課長   欠席を見込んでというよりも、国の考え方としての児童数の捉え方があるわけです。それは登録児童ではなくて利用児童ということで、平均値ですとかを使って構わないという見解がある中で、土曜を除いた平均値としては約8割というところがあるというのが一点でございます。

もう1つ。今現在、我々は定員ということでやっているわけですけど、それは国の設備運営基準では1.65平米というのがあるわけですけど、それを上回った状態で設定

しているものになるわけです。なので、それでもばんぱんだというふうにご判断いただいてしまうところもあるかもしれないんですけど、ただその部分で考えれば、60を超えていたとしても一定大丈夫であろうという、2つの部分も合わせて、この部分についてはまず確保方策としてはここに書いてあるとおりだと。

もう1つは、放課後子ども総合プランですとか他の施策などを充実することによって、ここで捉えた見込み量というのがほかの部分で賄えるのかもしれないという部分もございますので、今、放課後児童健全育成事業として確保するところに載せるものとしては、放課後児童健全育成事業だけでございますので、こういう記載になるわけでございますけれども、他事業の活用ですとか取組みなどもやっていくというのが、確保の方針というところで書いた意味になるわけです。

- 佐藤委員 質問です。せっかく国のほうから小学校の高学年もOKというふうになった中で、実際、ニーズの高い低学年の受け入れを優先してというのでは、高学年の受け入れについては現状と同様、障がいを持つ児童のみという形を記載しているんですけども、実際、定期利用だけではなくて、今日だけ1日預かってみたいなお預かり学童みたいなことも、もし対応していただけるのであれば、五、六年生であっても、学童といって月曜から土曜まで全部行かなきゃいけないというのは、確かにちょっと話はずれるかもしれませんが、1つありますけど、でももう1つ、一時預かりみたいな形で学童のお子さんを預かるというのが果たして放課後子どもプランで対応できるかどうかということと考えたら、学童が一番対応しやすいポジションにいるかなというのではないかというのが1つ。
- 今、言った、せっかく高学年までOKになったのに、その高学年に対してのニーズというのを現状維持していくということは、利用者にとって利用しやすい学童ではないんじゃないかという疑問が1つ。以上2点です。

- 児童青少年課長 国の考えとして、高学年まで対象になったというのはありまして、委員のおっしゃるような視点もあるのかと思っております。その上で、小金井市の学童保育としては当分の間は現状の学年でということで行うような条例を制定と申しますか、この中で位置づけたわけですね。高学年で、今日ちょっと預かってほしいというときに、それは預かるわけではないですけど、児童館という居場所もあり、放課後子ども教室という居場所も考えの中にあるわけですし、例えばファミサポとかというところもあるわけでございますので、その部分について、仮に学童保育所でやっていくとするならば、そもそもの学童保育の考え方というのを見直したときということになるのかと思っておりますので、

現時点では記載のとおりのお考えで、現状の学童保育を続けていきたいということから計画を策定していく予定でございます。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。

○佐藤委員 もう1つ。先ほど申し上げた障がい児の現状4年生までということなんですが、それはなぜでしょうか。というのは、現状、高学年を預かっているのは障がい者の4年生までという形で、現状維持ということなんですが、なぜ6年生まで見てもえらずに4年生までに行っているのでしょうか。

○児童青少年課長 今はおっしゃるような学年が対象になっておりますけれども、その部分の拡充というのは検討していく要素だと思っております。

○松田会長 今のはそういう意味ですかね？

○水津委員 先ほどのご回答の中で解釈しますと、今の状況でもしこれ以上子どもたちが増えたとしても、国の基準を満たしているのでこの量の見込みの分は、施設数を増やさなくても対応できるという考え方でよろしいですかね。

○児童青少年課長 増やさなくても対応できるのかどうかというのは、毎年毎年の状況によってしまうわけでございます。ただ、今回の量の見込みというのは一定の調査に基づく係数を掛けての人数を見込んでいるわけでございますので、特に高学年などについていえば、ほかのところ、実際にこれ書いたとしても、ほかの項目でいえば塾ですとかどこですとか幾つかの選択肢もある中での拾い上げになるわけでございますので、そういう意味でいえば、今の状態でまずはやってみて、また他の部分の居場所ということも含めて充実していくことで、この放課後健全育成事業に記載をする確保の数値としては、このようにやりたいという意味です。

○日野委員 障がいを持つ児童は今のところ4年生までというふうなことであつたんですけれども、障がいといってもいろいろな障がいと考えられて、身体的なものなのか精神的なものなのかとか、グレーゾーンの子も今結構児童では多いのかなと思ひまして、そういう子も全部含めると相当な児童が考えられるのではないかなと思ひました。どの範囲までを含めているのかというのがちょっと気になったので。それを審査することとかもあるのかなとか。

○児童青少年課長 学童保育所というところで集団生活を行っていただきますので、その身体的な部分も精神的な部分も一定の等級というんですかね、そういったものを設定をさせていただいております。なので、その範囲の中で、入所に当たって面談等を行い、入所いただい

ているという状況でございます。

- 日野委員 例えば学校のほうとやっているのか、それとも家庭のほうとの面接、面談というか、という形になっているんですかね。
- 児童青少年課長 それは入所を希望されるときに、学童保育所に保護者の方と入所されるお子さんと来ていただいてということもありますし、今が未就学で今度新1年生になるという場合には、在籍されている保育園などに私どものほうが見学にお邪魔したりということもあります。
- 日野委員 はい。わかりました。
- 松田会長 そうしたら、ほかはよろしいですか。
- 新保職務代理 最後に。初歩的な話ですけれども、一応、数の確保方策としては810が目標値なのかなというふうに思いましたけれども、現時点で在籍児童数というのが、平成25年は726でおおよそ90ぐらい増えていく、90ぐらいの確保を必ずしていかなければいけないということを見ると、各施設で10名ずつぐらい定員が増えていくのかなと。9つ学童保育所、9カ所、各小学校に1カ所ずつですから各10名ずつ。でもそれは確保方策の中であって、量の見込みから考えるともう少し多量を見込んであるわけなので、そのあたりで、今後、学童保育所さんのほうで10から15ずつぐらいの人数が増えていくということに対しての対応はできているのでしょうか。例えば面積的には大丈夫だとしても、職員数のこととかそういう部分では検討がされているのかということをちょっと確認したいと思います。
- 児童青少年課長 今現在、入所、それぞれの施設の職員配置みたいなものは持っているわけでございますね。ですからそれを当てはめて運営していくということになるかと思えます。
- 新保職務代理 大体、職員数としては、子ども何人あたりに対して1人なんですか。それとも施設全体で何名という設置ですか。
- 児童青少年課長 おおむね20人に1人みたいな考え方はある中で、ここの施設は基本の配置は何人で、さらに障がいのある児童の入所ですとか全体の数に応じて臨時職員をもう1人配置するとか、そういうような組み合わせになりますね。
- 新保職務代理 そうすると、大体10から15ぐらい増えると、職員体制もプラス1ずつ配置していかなければいけないというイメージになりますけれども、そのようなところの対応についてはいかがでしょうか。
- 児童青少年課長 今の配置の考え方に即してやっていくということになるかと思えます。

○新保職務代理 増えればそれだけ職員も多く配置するという可能性があるということですか。

○児童青少年課長 今時点の考えではそのとおりでございますけれども、それが適正な職員配置なのかどうかというのは常に考える必要あることだと思います。

○鳴海委員 国が放課後子ども総合プランを出していて、それから学童が高学年を対象にもしようとしているという国の流れから見ると、小金井市の確保の方策の人数、高学年をあまり視野に入れてないという印象を持たれる。国の子どもの放課後の生活の考え方に対して、消極的な印象を外部に持たれるんじゃないかという思いが今、しているんですね。実質的に六十何%しか活用がないというのは、むしろ定員、ニーズがあるなら、その子どもをきちんと学童の中に参加するような率を高める質の問題というんでしょうか、そういうものが必要であり、現状こうだからその数値で確保できるというのは、私の印象としては消極的な方向性を感じてしまうんですけども、大丈夫でしょうか。

○児童青少年課長 決して消極的とかそうではないんですね。放課後子ども総合プランができたというのは、確かに事実として先ほど説明があったとおりでございますので、そのプランに即して例えばどういうことをやって、何人になればその確保の数が変わるという、そこがここには示せないというのが今の状態としてあるわけでございますので、放課後子ども総合プランについて小金井市でどう取り組んでいくのかというのも、まだ今の時点では決まっていないし書けないという中のお話なわけですね。

学童保育事業に関して申し上げれば、学年延長になるということになったときから、高学年対応というのをいろいろ考えていく中で、今現在まで我々がやっている、今もやっている3年生までの学童保育業務というのを続けていくことを選択したという意味でございますので、高学年については放置するのかという話ではなくて、他事業についての取組みを進めることによってすべての子どもの居場所ができるだろうというような考え方でございますので。

○鳴海委員 その姿勢が、この数値を見ただけでは読み取れないような気がするんですけど、うーん、どうでしょうね。今まで割合、ほかの数値が確保の見込みに沿った人数の設定をしているのに対して、やっぱりここがかなり低い感じがするところで、ちょっと心配しているんですけども。ちょっと私の理解不足かもしれませんけど。

先ほど、学童プランは総合プランの中に含まれるという説明もありましたので、分かっているものじゃないというお話があったので、だとすれば、学童にいる子どもの人数というのは総合プランのときにも想定としては入ってくる人数なんじゃないかとい

うふうにちょっと思ったんですね。理解不足かもしれません。

○子育て支援係長 計画の書き方についてなんですけれども、今回の事業計画をつくるに当たりまして、一定そこは各自治体でもやはり疑問等々がいろいろ出ておりまして、国のほうからもQ & Aで示されているところでもあるんですけれども、まず基本的に、確保方策をつくるに当たりまして、その事業で出た需要についてはその事業で満たしなさいというのが、まず原則としてあります。ただ、実際に国は確かにそういうふうに言います。実際に私ども現場の地方の自治体で計画をつくっていくに当たって、じゃあ、国で考えているそういう想定がそのまま当てはめられればいいけれども、なかなかそれは難しいということがございまして、国では新制度の施行に伴って小学生全体を受け入れをしていきなさいと。ただ、じゃあ、実際に確保方策をつくるに当たって、小金井市の今までのこういう事業の流れですとかを見ていく中でどういう確保方策をつくっていくかという話をしていくと、どうしても学童保育所で実際に用意できる枠しか、ここの中には数字としては入れることはできません。

それ以外の部分については、国でいわれているこの数字以外のところで私どもとしては示していかなければいけないので、その部分の補足の説明というのを確保の方針という書き方の中で、下で文章で一定示させていただいているというのがございます。

この部分についてはあくまでこれはたたき台なので、今後、皆さんのご意見もいただきながら、参考にさせていただきながら、今後ブラッシュアップはしていきたいと思っておりますけれども、今、鳴海委員さんのほうからお話がございました、前回の資料まではいわゆる類似事業で、高学年の児童についてのニーズを満たしていきたいというような書き方をしていたんですけれども、その中で、やっぱり類似事業というのは一体何だとか、そういった曖昧な点も出てきておりましたので、今回につきましてはより具体的にということで、ただ、先ほど説明ありましたとおり、今の現状の経過ではあまりにも具体的に書けなさすぎる問題として出ている放課後子ども総合プラン等の動向を見極めながらというところが一定あるのと、あと、地域における子どもの居場所の活用等も含めてということで、具体的に類似事業を想定しながら書いていくということでご理解をいただければなと思います。

ただ、委員さんの方で、書き方としてこの書きっぷりはどうなのというところも多々あるかとかと思いますので、それにつきましてはご意見はぜひ賜っていただければなと思っています。

○岩野委員 参考までに、小金井市と同様な学童保育の方針をとっている近隣の自治体があれば、教えてください。

○児童青少年課長 それぞれの事業計画自体は、今、各市やっている最中だと思っています。ただ、学年については対応できないであろうというふうに見ているところは複数ございます。そういうご質問でいいんですよね。

○岩野委員 はい。で、具体的な自治体名も教えてください。

○児童青少年課長 それぞれが今やっている最中なので、私がいろいろお伺いする中で、本市と同様な状況だなというところもございますけれども、計画づくりまではできていないので、個別のお名前は控えさせていただければと思います。

○岩野委員 では印象で結構なんですけれども、大体、どこの市もこんな感じでまとめているという感じなんじゃないかな。印象で結構です。

○(株)ぎょうせい 学童については実はここは全国で問題になっていまして、一番最初のスタート地点としては、見込み量についてどう考えるのかというところからスタートするんですけども、今回、4年生以上も受け入れるということが出てきたんですが、これ全国的なアンケートでもそうなんですが、例えば、高学年250人という数字がピークだとしても、実際、じゃあ、利用したいかというような質問をすると、半分以下のような数字が出て来ているというのも実態としてはあります。で、そこも見比べながらというのがまず1点。

それから、学童については今始まったものではなくて、実はもっと前からここが足りないということで、この26年よりも前から計画がいろいろ進んでいて、多分この小金井市でも学童について、どう拡大していくかということで、今やっている最中で、これはどの自治体でも学童が足りていないということで、それを全入させるという目標のもと、例えば、学校の統廃合から始めて、じゃあ、それを拡大するかという話も出ている形です。

ですので、2段階で実はこの計画が進んでいて、子ども・子育てになって初めて法的な位置づけはされたんですけど、実は以前から学童についてはどうするかというのがあって、その見込みとしては29年度を目標にすべての物事がまず一旦進みながら、今回の計画で、じゃあ、どうするかという形で2段階で組まれているので、そう考えると、29年度よりも前の28年度に増やすという計画は、以前からあった計画も踏まえながら、さらに追加したという考え方になっていますので、書きっぷりとしては今書い

ている書き方というのは非常に多い書き方ですし、じゃあ、それに対する量の確保方策の見込みをどう考えるかというのは、全員入らないという想定で考えているというのが、ほとんどの市で圧倒的に出ている考え方です。

それはなぜかといったら、10歳以上になるとやっぱり自立してお子さん方が、例えば自分で遊びに行くというパターンもあるし、教育熱心な親御さんですと、例えば中学受験させたいんだという方もいらっしゃいます。特に多摩地区の場合には教育熱心な方が多いので、いわゆる一般的な塾に通わせる家庭が多いという事情もありますので、その点も含めて検討されているのではないかと考えています。

以上です。

○岩野委員           ありがとうございます。

○沢村委員           基本的な質問なんですけど、学童の場合、越境というんですか、自分が通っている学校以外に緊急避難的に入るみたいなことはできるのかということと、あとは、確保の方針のところ、国だけでなく都における放課後子ども総合プラン等の動向を見極めながら、と「都」が載っているというのは、これ何か具体的なものがあるんでしょうか。その2点をお伺いします。

○児童青少年課長   入所する所を保護者の方が希望しますので、ほとんどは通う学校に隣接というか、そういうのがほとんどですけど、もし違うところを希望されれば、それは入所は可能です。

○沢村委員           2点目。東京都のほうで何か動きがあるか。確保の方策のところ、あえて国や都と両方書かれているのは、何か理由があるのか。

○子育て支援係長   これ「都」と書いた理由なんですけれども、当然、国のほうで一定の方向性が示されます。それが各都道府県に下りてきて、都道府県で例えばそれに独自サービスをプラスしていくのかとか独自の方向性を打ち出していくのかというのは、やはり方向性を示されて、またそれが市町村のほうに示されて、市町村のほうで、じゃあ、具体的に市町村は独自のものを含めてどう考えていくかというのが出てきますので、そういった意味で、現段階では国でしか示されていないので、国と書くという案も1つあるかと思えますし、今後、それが都に下りてきて市に下りてきますので、これを書いたときにはそこまで踏まえて、一応、都も入れたというような状況でございます。

以上です。

○松田会長           どうぞ。

○佐藤委員 今、沢村委員の質問にちょっとまつわるんですけども、例えば学区域的に、本当は東小学校の学童が近いんだけど、栗山公園の途中あたりからは一小になってしまうので、第一小学校に行くお子さんも結構いらっしゃるんですね。そうなったときに、今も一番端っこのお子さんたちとか希望する場合には、自分の住まいの指定小学校じゃなくても越境入学ができたり、あるいは、お友だちとの関係でちょっと遠いけど学区域の小学校に行っているけど、学童だけは近いほうが、お迎えの時間が6時までに行かなきゃならないかという関係で、預かってほしいかということに対して、どう対応なさっているかということと、もう1つは、私立の小学校に行ってるお子さんに対しての受け入れというのはどうなっているか。以上2点お願いします。

○児童青少年課長 まず、例えばおっしゃったような、学区域は東小だけど実際には一小に通っていらっしゃるという場合に、お友だちとの関係で一小の子が多く通うさくらなみ学童保育所を希望されて入るということも可能ですし、自分の地域は東町なので東小学校に隣接するたまむし学童保育所を希望して入る、どちらも可能です。

私学のお子さんについては、多くの方がお住まいのところに近い学童保育所を希望されるということで、それは別に私学に通われている児童であっても入所している子もいらっしゃいます。

○松田会長 そうしましたら、少し議論が長くなりましたけれども、確保の方針の文章のところ、少しこういう今の議論というのはかなり熱いところがございますので、ご一考いただくというようなことをお願いしてよろしいでしょうか。

また、これにつきましては必要に応じて修正を図っていくということが前回もございましたけれども、このあたりもご質問もございましたら。ほんとに重要なところだと思いますので。

それでは、一応、こちらのほうはこれまでとさせていただきます。

次、子育て短期支援事業についてです。委員からは、これに関して0-1歳児の受け入れを今後どうしていくのかということですね、この前もございましたが、ご説明もあったところですが。こちらからちょっとやっていただいでよろしいですか。

○子育て支援課長 0-1歳児のことでご意見をいただきましたが、それについては前回もお答えしていると思います。それに関しては検討していきたいというふうに考えています。

○松田会長 検討するというのは、前向きに検討していくということだと思いますので。この件に関しまして、ほかにショートステイの事業に関しまして、ご意見、ご質問ございますで

しょうか。

○小幡委員 今後ご検討していただけるということで、実際に今もしこういう0-1歳児の方で利用があった場合は、現在ほどのような形で対応するようになっているのでしょうか。

○子育て支援課長 柔軟に対応しているという状況でございます。

○小幡委員 はい。わかりました。

○松田会長 ほかにいかがですか。

それでは、次ですね。乳児家庭全戸訪問事業について。委員のほうからは事業のアンケートの実施ということについて、今後もぜひというようなご意見を聞いておりますけれども、これに関しましては事務局のほうからいかがでしょうか。

○子育て支援課長 こちらに関して、ニーズ調査にも評価について利用者の方の声を聞いたところですが、ニーズ調査の結果では、たしか7割ぐらいの方がこんにちには赤ちゃん事業を受けて大変よかったというような結果になっていたと思います。これに関してはご意見としていただいて、担当のほうに伝えてございます。

○松田会長 ほかにいかがでしょうか。

○佐藤委員 質問です。この乳児家庭全戸訪問事業というのは、第一子であろうと第五子であろうと全部、生まれたら来てくださるのか、2人目か3人目を産んだらもう4人目は行かないよというものなのか、いかがなんでしょうか。

○子育て支援課長 この事業に関しては、もともと母子保健で行っている新生児訪問という事業とは別で、拡大してすべての児童を訪問するという事業になっております。新生児訪問を包含する形で、一緒にやってもいいというふうにされているんですけども、対象を拡大して全児童について行っているというものです。

以上です。

○松田会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは次、5番の養育支援訪問事業についてです。委員のほうからはご意見として、これからもぜひ行っていただきたいというご意見をいただいておりますけれども、こちら、ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは次、6番にまいります。地域子育て支援拠点事業です。これにつきましては委員の皆様方のほうから、「学童保育所でのひろば事業は、ゆくゆくその地域で育っていく子どもの最初の場所としていいと思います」という6番の(1)ですね。あと(2)で、悩みは保護者の方が打ち明ける場合もあるので、専門の相談場所につなげ

るといような連携も期待しているというところでございますけれども、これについては事務局のほう、いかがでしょうか。

○児童青少年課長 そういった視点も今回の中でご意見があったということで、受け止めたいと思います。

○松田会長 ありがとうございます。その他、委員の皆様方からご質問、ご意見、いかがでしょうか。

それでは、次に7番の一時預かり事業に入ります。こちらについてはご質問、ご意見ということになりますので、もし不足がございましたら、このご質問いただきました委員の方からいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○小幡委員 一時預かり事業、この間の説明の中で待機児童といわれている方々の利用が多いため、実際に一時保育で使いたいという方が使えない状況にあるという説明を受けたと記憶しているんですけども、実際に待機児童は全国的にも問題になっているとは思いますが、小金井市としてはどういった形で考えているのかということを改めてお聞きしたいなと思いました。

以上です。

○子育て支援係長 今後また子ども・子育て支援事業計画においては、今お話しいただいております13事業と呼ばれている地域子ども・子育て支援事業のほか、教育・保育の需給計画と呼ばれている部分もそのもう一方で立てていく形になります。そちらにつきましては、大変恐縮ですが、部会のほうでまずこちらの案について、待機児童の解消方策についてお示しをさせていただいた上で、その議論の内容をフィードバックして、またこちらの本体会議のほうでご意見のほうは賜りたいと思っておりますので、ここの部分につきましてはもうしばらくまたお時間のほうをちょうだいできればなと思っております。

○松田会長 そういうことですが。関連する資料として、資料22のほうでトワイライトステイ事業実施内容一覧ということで、前回ご質問が出たところからいただいておりますが、これと合わせてこの資料に対してございましたらお願いしたいと思います。

○子育て支援係長 資料22で配付をさせていただきました、トワイライトステイ事業実施内容一覧という形になります。こちらは平成26年10月時点ということでご理解をいただければと思います。10月時点で多摩26市においてトワイライトステイ事業を実施している市町村とその内容についてを一覧で作成させていただきました。内容について、こちらのほうの資料をごらんいただいて、またご質問等があればいただければと思っております。

以上です。

○新保職務代理 資料ありがとうございました。私は全部の自治体の状況も調べてきましたけれども、母子生活支援施設とか、それから児童養護施設等で設置しているところもありますけれども、全部そのところは市内にこの施設があるわけですよね。小金井市の場合は養護施設も、それから母子生活支援施設もございませんので、施設を例えば利用していく場合には、小金井市内ではなくて市外に出る可能性があるのも、その際には送迎ですよね、そういうことも含めて。他市では送迎が有料になっているところもありますし、そういう部分に関しても、今後5年後、平成31年度を目指していますので、その辺も利用者の方が利用しやすい制度にさせていただきたいかなと思っています。

また、利用内容によっても、利用条件によって定員も少し変わってくると思いますので、就労によって残業が多いので月末になると常に利用したいという方も中にはいらっしゃると思うし、そういう場合には全市内で2名という枠では少なすぎるのかなという印象もありますので、利用条件をどのように設定するのかなというところも興味のあるところではあります。

中には、日野市の場合は保育園に委託をしている、子ども家庭支援センターで設置しているけれども、その運営は保育園が運営しているという状況があるようですので、このようなことで保育園さんとか、今後新しい保育園さんを設置される、どこかに保育園が小金井市の中でもこれからできていく場合に、その設置の条件の中にこのトワイライトを入れるということも可能なのかなという。さまざまなお考えがあるとは思いますが、期待したいところだと思います。ありがとうございます。

○岩野委員 資料25のたたき台の8ページの一時預かり事業の中で、中ごろに唐突に黒ゴシックで②幼稚園における在園児対象型以外というのが出ているんですけども、これはどういうふうに読めばよろしいのか、教えてください。

○子育て支援係長 申しわけございません。説明不足で恐縮です。①が幼稚園在園児型の一時預かり事業という形になります。簡単に申し上げますと、この新制度施行後、例えば、本来であれば両親共にご就労されていて、保育所利用が相当であろうと考えるお子さんであっても、保護者の希望により幼稚園に行くようなケースも、当然ございます。また、現状の小金井市の状況のように、待機児という形で保育所には入れなかったお子さんが幼稚園に行かれるケースというのも出てこようかと思います。そういった幼稚園に在園するお子さんで一時預かり、要は、幼稚園の教育時間の前後の預かりが必要なお子さんに対し

て一時預かりを実施していきなさいというのが、国のほうから一時預かり事業の中で示されておりまして、大変恐縮です、本来的には①番で幼稚園在園児に対する一時預かり事業というのを掲載をする予定にしております。その部分につきましては、非常に幼稚園とかかわりの深い、保育所とかかわりの深い事業になりますので、こちらについても部会のほうで1回ご意見を賜りました上で、その結果を元にこちらの資料を作り込みをして、また本体会議の皆様にご意見をいただきたいと思っています。

以上です。

- 松田会長      それは部会の審議を待ってそこへ入れ込まれるということですね。  
ほかにいかがでしょうか。
- 佐野委員      全く的はずれな質問になっちゃうかもしれないんですけど、今、トワイライトにしても預かる場所が小金井市にはないということなんですけれど、これは全くの素人考えなんですけど、例えば2名の枠であれば市民交流センターの一角を使うとか、既存の施設を使ってするという事は全く不可能なんですか。
- 子育て支援係長      トワイライトステイ事業についてですけれども、お子さんを預かる時間が5時から10時までということが想定されています。当然、その間にお子さんに対して食事を提供しなければいけない、入浴を提供しなければいけない、当然、おトイレなんかの施設も個別に必要になってまいります。例えば市民交流センターのああいう会議室とかで調理ができるかという、調理はなかなかできない、入浴施設もない、なおかつ、お子さんをお預かりいただく施設って、空きスペースであればどこでもいいということではなく、やっぱりある程度一定施設の質が整った形でもやっていかなければいけない、人員配置もしていかなければならないなどということを考えると、なかなか空きスペースを利用してというのは、現状難しいのかなというふうには、こちらのほうでは考えております。
- 佐野委員      私は全く難しいことよくわからないので、単純な疑問なんですけれど、幾らでもそういうスペースを活用していくという方法がないのかなと思ってちょっとお聞きしました。
- 松田会長      ほかにいかがでしょうか。
- 日野委員      資料22のトワイライトステイ事業実施内容一覧を見ると、自治体によって対象児童の幅とか、何ですか対象の幅が随分違うんだなと思いました。幸い小金井市は三鷹市がすぐ隣で、生後3カ月から小学生まで見てもらえるという、一番幅も広くて小金井市民としてはとても助かる場所ではないのかなと思うんですけども、多摩地域にはほかに小金井市のように自分の自治体でトワイライトステイを実施していない自治体があると

思うんですね。例えばそういう自治体が、三鷹市さんのほうに集中して小さい子を緊急で預けたいというときとかに、その枠に入りきれないでたまたま集中してしまったりとかということも想定されるのではないかなと思ったんですけども、そういうことで例えば受け入れを拒否されてしまうとか、もしそういうふうになったら、緊急でほかの自治体のところに小金井市でも回されてしまったりとか、そういうこととかということもあり得るんですか。

○子育て支援係長 今、日野委員さんのほうから、三鷹市さんのほうの例を取りましてお話をいただきました。三鷹市さんのトワイライトステイ事業については、現状、規則の中で市内に住所を有するということが書かれております。三鷹市さんだけではなく、恐らくほかの自治体さんにつきましても、全部をまだ見れていないのであれなんですけれども、恐らく市内に住所を有するというのは一定条件になってトワイライトステイ事業というのを実施されているだろうと思われまます。例えば小金井市でトワイライトステイ事業を実施しました、定員の2人が来られました、じゃあ、同日に3人目の申込みがあったから、その1人についてはあふれちゃったので他の市の施設というわけにはいかずに、そこについては定員がいっぱいになってしまったのでということで利用をお断りするなり、他のサービスを利用していただくなりという形で、市の中で解決をしていくような状況になっていくかなというふうには思っています。

以上です。

○松田会長 よろしいでしょうか。

○播磨委員 保育園もそうなんですけれども、保健所で仕事をしていて思うのは、こういう集団生活をしている場で感染症であるとか、非常に広がりやすい。特に入浴をするということになるとノロウイルスであるとかですね。ノロウイルスとかは、症状がおさまってから排出が続くというところもあるので、非常にこれ、トワイライトステイ事業というのはあってほしい事業ではあるんですけども、一方でやっぱり子どもたちの安全性というか、そこに預けたがために逆に親が仕事を休まなくちゃいけなくなっちゃうとか、そういうこともあるので、もし確保の方針のところトワイライトステイ事業とか——それは保育園も一緒だと思うんですけども、そういう子どもたちの安全性とかに配慮した上で確保をしていきたいというような書き方にさせていただけるとありがたいかなと。感染症だけではなくて、けがとかもあるでしょうし、夜間になると子どもたちは眠くなっちゃうから注意力も散漫になってしまうでしょうし、ただつくればいいというもので

はないだろうなど。市のほうでもそのところをよくお考えいただいた上でいろいろ検討されているんだと思うんですけども、ぜひお願いしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○子育て支援課長 ショートステイを実施していて、今のようなご意見について本当にそう感ずるところであります。それについては検討していきたいと思います。

○松田会長 一時預かり事業に関しましてはかなり課題を認識されていて、今後、検討していく必要があるということで、確保の方針のほうにも書かれているところでございます。今日、あるいはいただいております意見には十分考課いただいて、進めていただければと思います。以上でございます。

それでは、次8番。病児保育事業（病児・病後児保育事業）でございます。こちらについては、まずご質問ということで、2施設つくるといふことでしょうかということでございますけれども。

○子育て支援係長 事業計画は、30年にもう1施設、31年にもう1施設の、合計2施設というような形での確保方策をつくっております。ただ実態上、今現状の量の見込みに対して、じゃあ、あとどれだけ新たに確保していかなければいけないのかというような視点でお話し申し上げますと、合計7人規模の定員の施設を用意していかなければいけないと。

その中で、この確保方策を考えた理由として、こちらの会議の中でもご意見としてあったんですが、今現状の病後児保育施設は市の北東部にあり、南西部のお子さんですとか、非常に使いづらい、地域的に偏りがあると。で、ぜひ皆さんが満遍なく使えるような施設の配置をしてほしいというようなご意見も賜りました。

そういった関係もありまして、7人の規模の施設を1カ所どこかにつくるという発想ではなく、3人・4人の施設をそれぞれ1つずつ、満遍なく配置していけたら理想なのではないかということで、一応、確保方策の記載をさせていただいております。

ただ、現実上、実際に病児・病後児保育につきましては、例えば病院に併設してとか、いろんな制約もあり、いろんな地域資源を活用しながらできない部分はございます。ですので、実際につくるときにこういった視点は持ちつつ、現実的にどうできるかということも踏まえて今後考えていかなければいけません。この計画はやはり理想を追うという意味では2施設という形で考えさせていただいたというような次第でございます。

以上です。

- 松田会長       ほかにご質問とかご意見ございますでしょうか。
- 佐藤委員       質問です。病児保育の場合の場所の確保であったりとかというのは、小児科の問題とかお医者様の問題とか大変難しいかとは思っているんですが、実際に預けた場合に何時から何時まで、どういう預かり方をしてくれるかというのは、その施設ごとに違うのか、あるいは市のほうできちとした指導をした上で委託を依頼をするのか、いかがお考えでしょうか。
- 保育課長       基本的にはそれぞれの施設の考え方によるものと考えておりますが、その施設の考え方が利用される方とマッチするように、我々のほうも間に入って対応するものと考えてございます。
- 松田会長       よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょう。
- そうしましたら、次に9番ですね。子育て援助活動支援事業でございます。こちらはご質問等いただいておりますが、この場でももしご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- そうしましたら、次、10番、妊婦健診事業でございます。これにつきましてもご質問、ご意見をいただいておりますが、この場でご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。
- 水津委員       すみません。ちょっと質問がずれているかもしれないんですけど、健診は母子手帳をもらいにいったときに券をもらって、それぞれの健診を受けにいきますよね。今現在いるんな問題になっている、健診を受けない人たちがどのぐらいいるのかとか、そういうことは把握したりとか健診を促すとかというようなことは、何かされたりとか。
- 子育て支援課長 妊婦健診のそのチケットというのは、多分タイムラグ等があって回ってきいたりするものなので、即時即時でなかなか把握するのは難しいとは思うんですけども、病院のほうから、健診をほとんど受けずに出産した人がいるというようなときには連絡が来るような連携は取れています。
- 水津委員       その後のケアのために。
- 子育て支援課長 そうですね。
- 松田会長       ほかはいかがでしょう。
- そうしましたら、委員の皆様方からご意見をいただいているながら触れなかったことが1点ありますので、大変申しわけございませんが1番の利用者支援事業に戻っていただきまして、(4)障がいのある子どもの受入れが難しいのか、断られるケース……、そ

のときにもぜひ力になっていただきたいという、自立生活支援課との連携もできませんでしょうかというようなことですが、これにつきましては、先ほども関連する議論はございましたけれども、少し補足していただくとすると、事務局のほうからお願いしてよろしいでしょうか。

○保育課長 保育所の入所に当たりましては、現在、障がい児保育という形で一定の枠の中で行っているところです。具体的には保育課の窓口のほうにご相談いただいて、障がい児枠のある保育園につきましては、会議の中で集団保育が可能かどうか等を判断しながら入所を進めている状況になっています。

またそのほか、発達障がいを持つ児童もいらっしゃるという状況もございますので、そういった方につきましては自立生活支援課と連携しながら、昨年度開設した「きらり」等にもつなげていけるようなことで対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○小幡委員 保育園のほうは障がい児の枠があるということで、受け入れしていただいているようなお話は聞くんですけども、幼稚園のほうはちょっと難しく、電話をかけてもうちでは無理ですねと、こう断られるケースが結構あるというふうに聞いているものですから、それでここに書かせていただいたんですけども。実際にその部分が、これからここが窓口として、保育園だけではなく幼稚園も当然入ってくると思うんですが、そのところも一緒に考えていってくださったり、時には間に入っていただいたりして連絡のつなぎをとってくださったりとかすることを考えている場、そういうことをしていただけの場所として捉えていいのかどうかということもお願いしたいと思います。

○保育課長 今回、市のほうで設置している相談員につきましては、保育所だけではなく幼稚園につきましても連携を図っていきたいと考えてございますので、ご指摘のような対応をできる限り進めていきたいと考えてございます。

○松田会長 よろしいでしょうか。

○小幡委員 はい。

○松田会長 そうしましたら、本日、確保方策につきまして1から10まで見ていただきました。1番と2番の利用者支援事業と放課後児童健全育成事業に関しましてはかなりご意見が出ました。とりわけ利用者支援事業に関しましては、数というよりも質の問題ですね。放課後児童健全育成事業につきましては必要に応じて修正を図っていかなければならないという、その背景等につきまして随分ご意見をいただきましたので、そのあたりを少し

確保の方針のほうでご工夫いただくということをお願いできればと考えます。あと、部会のほうでご検討いただいている内容を7番の一時預かり事業の①として在園児対象型ということで考えていただく、というあたりが大きな問題になったことかなと思っているところでございます。

そうしましたら、今のところを入れていただくというところで、この確保方策というものをご了承いただいてもよろしゅうございますでしょうか。

○岩野委員　　すみません。ちょっと戻ってしまうんですけども、資料25の8ページ、9ページの一時預かり事業や病児保育事業についての対象年齢が5歳までになっておりまして、例えば保育園につきましても年長になってくると6歳児って出てくるんですけども、これだと年長にいても、6歳になった時点でこの7番、8番の事業って利用できなくなるというふうに捉えてよろしいんでしょうか。もしそれがそうだというのであれば、なぜ対象年齢とか対象者を未就学児にしなかったのかというのを教えていただければと思うんですけども。ちょっとすみません、戻るようで申しわけないです。

○子育て支援係長　　こちら辺の書き方については、また今後精査、検討していくということで、とりあえずまず事業概要からその部分まで、国のほうが概要として示しているようなものをそのまま転記したような形になります。当然、今の岩野委員さんのご意見ですとか、若しくは今日これまでに出了ご意見などを賜りながら、こちらのほうでこちら辺の書き振りにつきましても今後精査をしてどんどん見直しはしていきたいなと思っておりますので、その点ご容赦いただければと思います。

○小川委員　　一番最初のところに出ていた利用者支援事業のところをやっぱり気になっていました。利用者が確実に相談ができるようにするということが第一義的な目的だと思います。岩野委員から受付時間のことで質問があったときに、平日の8時30分から17時までということでした。1つお聞きしたいんですけども、2名いる専門の方というのは市職の方の配置転換で来たのか、それとも新規採用なのか、嘱託なのか、正規職員なのか。まずそのところを教えてください。

1つ発想の転換で、例えば土日が相談者が多いというのであれば、正規職員であれば休日出勤という形になってしまうのかもしれませんが、嘱託の方であれば例えば土日の出勤ということで、受け付けを予約を保育課の方が月曜日から金曜日までしていて、土日で面談をするというような。土日であれば市の、例えばこの会議室だとかその802ですとか6階の会議室も空いているわけですから、子どもに対する対応もできるので

はないかなというふうに思っています。それから、2人ずつやるということであれば、勤務時間が8時間とすれば、16人、土日で32人、月4回やれば128人の相談者がある、できると思います。1人の相談を2時間にすれば64回はできるわけですので、例えば発想の転換で土日にやるというようなことは可能なかどうかということをお考えいただければなど。

ここでもう1回お聞きしたいのは、2名という専門の方というのはどのような方なんでしょうか。

○保育課長 今回の2名につきましては非常勤嘱託職員であります。で、土日のお話なんです、そこまでは想定しておりませんので、貴重なご意見として考えさせていただきたいと思います。

○小川委員 非常勤嘱託職員なら、契約の段階で変更する、新たな契約を結ぶということは可能なわけですよね。そういうことも可能だという、可能なか不可能なのかということ。

○保育課長 可能ではあります。

○小川委員 ご配慮いただければありがたいです。

○子ども家庭部長 時間のないのに申しわけありません。利用者支援事業についてさまざまなご意見を賜りました。これは新制度に向けての新しいメニューの一つで、どこもまだ26市の中では始めていないのかなというところで、小金井市につきましても前倒しでこの事業を始めたいというふうに考えております。

横浜市のコンシェルジュ、この事業をご紹介させていただいたんですけども、これは横浜市が先手で実施している事業で、非常にこれはかなりいい事業だということで、国のほうもこれを参考にということで、この利用者支援事業の中の一環として特定型という形で位置づけています。

本市につきましても利用者支援を実施するに当たりまして、先ほど保育課長のほうからもお話をさせていただきましたけれども、非常勤嘱託職員、この職員につきましては専務職、資格を有さない職員ということで配置をいたしました。それで研修等もこれから行いまして関係機関とも連携をさせていただき、事業を開始させていただくわけでございますけれども、先ほど佐々木委員さんもおっしゃったように、確かにいろいろ子育てに関するお悩みをお持ちの方のご相談に乗るといっても、これもまた大事なことでありますけれども、子ども家庭支援センターというのが小金井にございまして、子ども家庭支援センター事業というのは東京都の事業でありまして、全国的に

見ますと設置をされてないところがほとんどなわけで、そういう意味では小金井市には、場所はちょっとはずれではありますがありますけれども、子ども家庭支援センターというのがございますので、そこと同様の事業ということにはならないのかなど。今後、中心部に子ども家庭支援センターと同様の機能を持つようなことも、これは市としても考えていかなければならないというふうには思っておりますけれども、今回のこの利用者支援事業につきましては専門の相談員を配置いたしまして、まずは保育、保護者のニーズと保育サービス、これを適切に結びつけるということを第一義的な目的としまして位置づけをさせていただきたいと考えてございます。

今後、さまざまなご意見をちょうだいする中で、この事業をきちっと構築していくことは、それは当然、市といたしましても必ず考えていきたいと思っております。

以上です。

○松田会長　　ほかはよろしいでしょうか。

○新保職務代理　今日の議題からは少しずれる話なんですけど、先だって、「きらり」の開設1周年の記念講演がありました。で、前会長でありました高橋先生の講演と、それから「きらり」の1年間の歩みというような報告会でしたけれども、随分たくさんの方が見えられました。

その中で最後に質問された方が、自身のお子さんの発達についての今後の不安な状況について質問されました。内容は特別支援教育についてでした。その場にそのことをきちんと説明できる方もいらっしゃいませんでしたので、高橋先生がそういうことを相談できる相談業務を充実させることが必要だろうということで、その話は、私も中途半端なことを言ってもいけませんでしたので話しませんでしたけれども、いろいろな、さまざまな不安をお持ちの方がいらっしゃいますので、ぜひ充実した相談業務が行えるように私たちもこの場で今後を考えていかなければいけないんだなということを実感しましたことを、少し報告させていただきます。

○松田会長　　そうしましたら、今の部分はやはり非常にご関心や課題がやっぱり多いところだと思いますので、確保方針のほうには今日の議論を少しでも反映させていただくという報告をいただくとともに、これからの事業計画の問題になりますけれども、こちらの部分でより皆様方のご意見をいただきながら反映させていけるような方策を考えていくということで締めさせていただいてよろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほどの部分をつけ加えていただきまして、確保方策の審議に関し

ましてはこれでまとめさせていただきたいと思います。

時間のほうが過ぎてございますが、次回の日程だけ確認させていただきます。次回は11月26日の19時からを予定しております。事前に送っていただいてご意見、ご質問をまたいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これで本日の会議を終了したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。それではどうも、皆様方、ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

閉 会